

平成28年度

あおもりの 農村整備



青森県

力強い農業と魅力あふれる 農村の実現を目指して

青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、3つの方向性（地域力の再生、強固な農・林・水の連携、環境への配慮から保全・再生へ）に沿った取組を展開し、本県が平成16年度から独自に取り組んでいる県政の重点施策である「攻めの農林水産業」を支える基盤づくりを推進しています。

農林水産業の「成長産業化」に向け、「産業力強化」と「地域力強化」を車の両輪として進めるため、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「未来を切り拓く多様な経営体の育成」につながるほ場整備を中心とした生産基盤整備と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を重点的に推進することで、「力強い農業と魅力あふれる農村の実現」を目指しています。



ほ場の農道を整備

おこっぺ
奥戸地区（大間町）



汎用化した水田でのにんにくの収穫

ふくしまとくげ
福島徳下地区（藤崎町）



幹線用水路の整備
おおさかた
 相坂平・幹線用水路地区（十和田市）



樹園地農道の整備
のざわにき
 野沢2期地区（青森市）



中山間地域等直接支払の取組（体験農園）
かみ おぐに しゅうらくきょうてい
 上小国集落協定（外ヶ浜町）

CONTENTS

1. 青森県の概要	1
(1) 位置・面積	1
(2) 地勢	1
(3) 気象	1
2. 青森県の農業・農村の概要	4
(1) 農業の状況	4
(2) 農家の状況	5
(3) 農地の状況	7
(4) 農地の整備状況	8
(5) 農村の整備状況	9
(6) 県の予算	10
3. 攻めの農林水産業の推進	13
4. 青森県農業農村整備の展開方向	15
(1) 趣旨	15
(2) 施策体系	15
(3) 具体的な方向性	16
5. 環境公共	23
(1) あおもり環境公共推進基本方針	23
(2) 「環境公共」の取組事例	25
(3) 「環境公共」の情報発信	26
(4) 「環境公共」を支える低コスト化技術	27
6. 事業負担区分一覧	28
7. 組織図	31
8. 関係機関一覧	32

表紙写真：
 経営体育成基盤整備事業で整備された
 ほ場での田植え作業（原・飯豊地区 田子町）

1 青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,646km²（全国第8位）で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第41位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地 勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気 象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

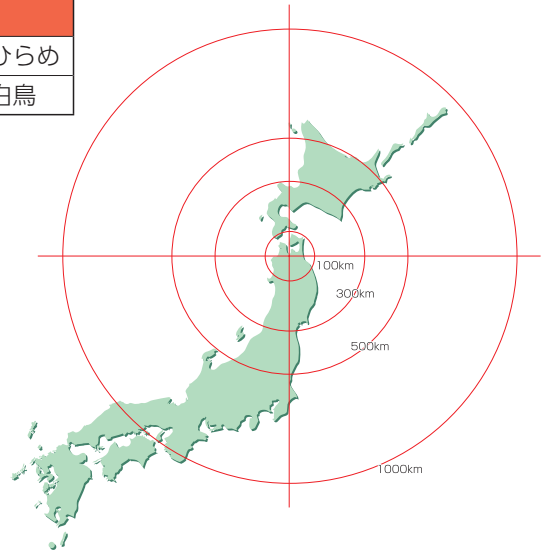
このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

青森県庁	
経度	140° 44' 24"
緯度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

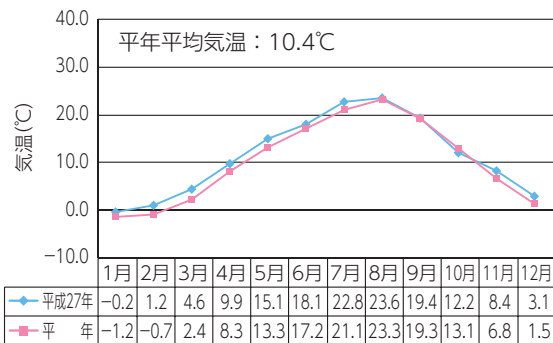
東端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)		西端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)	
経度	141° 41' 00"	経度	139° 29' 49"
緯度	40° 27' 07"	緯度	40° 32' 03"

南端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)		北端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)	
経度	141° 00' 46"	経度	140° 54' 42"
緯度	40° 13' 04"	緯度	41° 33' 22"



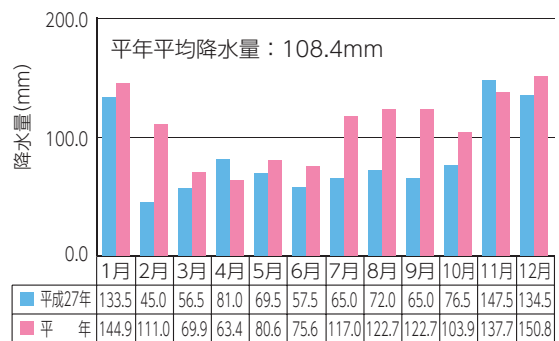
数字で見る青森県

平均気温 (青森市)



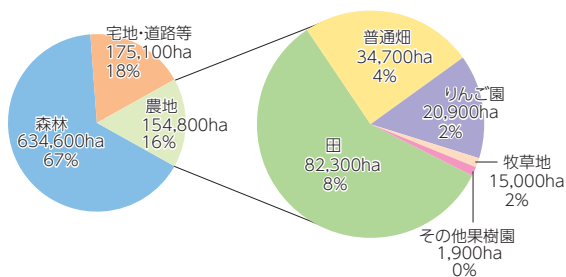
資料：「気象庁 HP より」

降水量 (青森市)



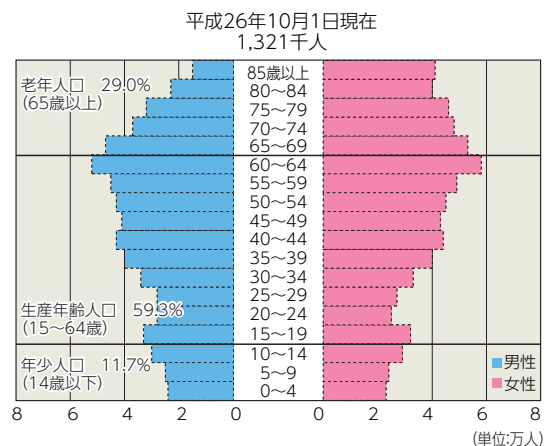
資料：「気象庁 HP より」

土地利用面積 (H26)



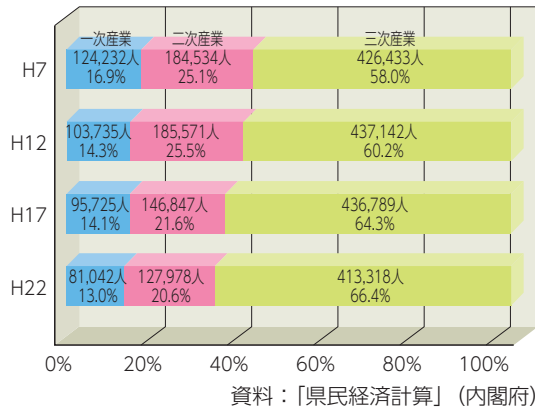
資料：「青森県における農地の動き—平成26年版—」
(県構造政策課)

人口 (H26)

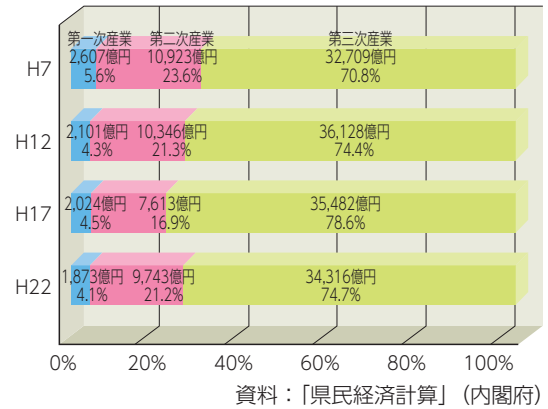


資料：「人口推計」(総務省)

産業別就業人数



産業別総生産額



全国と比較した本県の各種数値と順位

項目	単位	青森県	全国	順位	調査年
総面積	km ²	9,646	377,971	8	H27
総人口	千人	1,309	127,110	31	H27
年齢別構成	0～14歳	11.8	12.8	43	H26
	15～64歳	59.9	61.3	24	H26
	65歳以上	29.3	26.0	28	H26
人口密度	人/km ²	136	341	41	H27
世帯数	千世帯	511	53,403	31	H27
就業者数	千人	640	59,611	29	H22
就業構成	第1次	13.0	4.2	1	H22
	第2次	20.6	25.2	40	H22
	第3次	66.4	70.6	29	H22
事業所数		62,963	5,926,804	31	H26
県(国)内総生産	十億円	4,412	483,110	30	H25
1人当たり県(国)民所得	千円	2,426	2,845	40	H25

資料：「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)
 「国民経済計算」「県民経済計算」(内閣府)
 「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

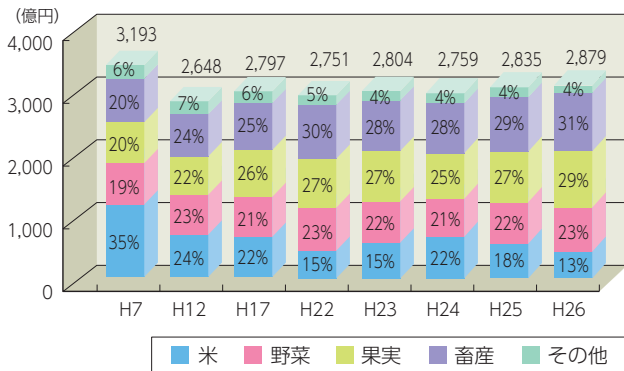


県産品PR用イメージキャラクター
「決め手くん」

2 青森県の農業・農村の概要

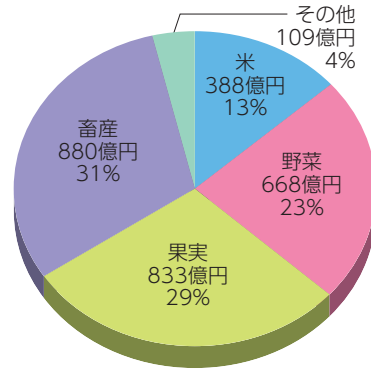
(1) 農業の状況

農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

農業産出額の内訳 (H26)



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

主な農産物産出額と構成比 (H26)

順位	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	備考
1	りんご	800	27.8	青森県の農業産出額計 2,879億円
2	米	388	13.5	
3	豚	260	9.0	
4	ブロイラー	201	7.0	
5	鶏卵	181	6.3	
6	肉用牛	143	5.0	
7	やまのいも	138	4.8	
8	にんにく	126	4.4	
9	だいこん	80	2.8	
10	ごぼう	76	2.6	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

食料自給率 (H25概算値)

順位	都道府県名	カロリーベース (%)	備考
1	北海道	200	全国：39%
2	秋田県	177	
3	山形県	133	
4	青森県	118	
5	岩手県	106	
6	新潟県	103	
7	佐賀県	94	
8	鹿児島県	82	
9	富山県	74	
10	福島県	73	

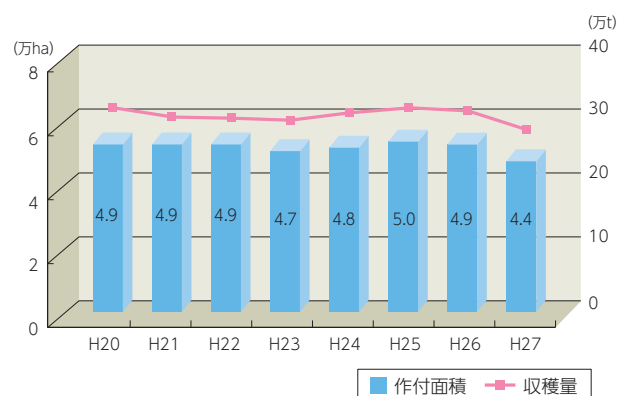
資料：「食料自給率の部屋」(農林水産省)

農産物の全国ランキング (H26)

項目	年次	順位	収穫量 (t)
にんにく	26	第1位	13,500
ごぼう	26		54,100
りんご	26		468,000
あんず	25		1,263
フサスグリ	25	第2位	11.4
ながいも	26		59,100
くるみ	25		38
マルメロ	25		13
なたね(子実用)	26	第3位	435
だいこん	26		125,500
かぶ	26		8,590
プルーン	25		126
にんじん	26	第4位	38,200
西洋なし	26		1,750
ネクタリン	25		66

資料：「ピカイチデータ100!」(県統計分析課)

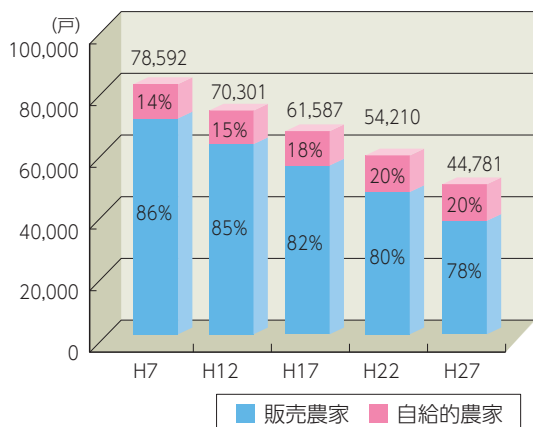
水稻作付面積と収穫量



資料：「作物統計」(農林水産省)

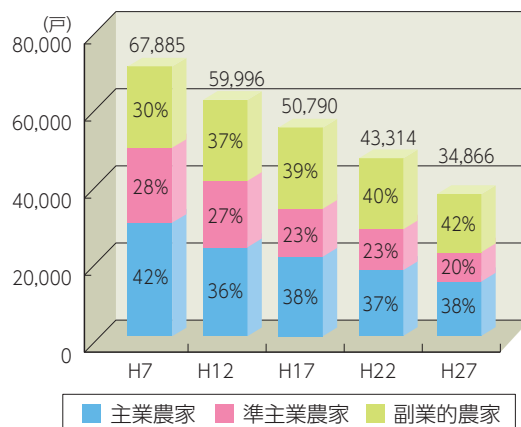
(2) 農家の状況

農家数（販売農家・自給的農家）



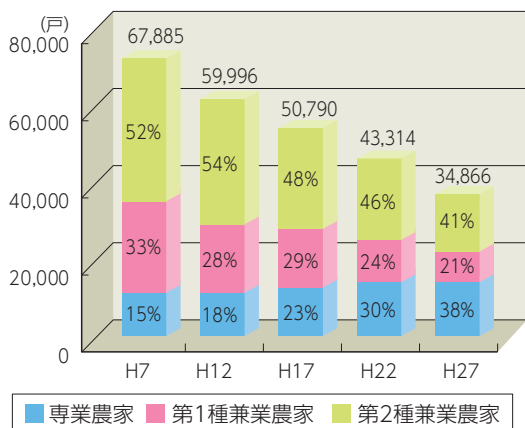
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

主副業別農家数（販売農家）



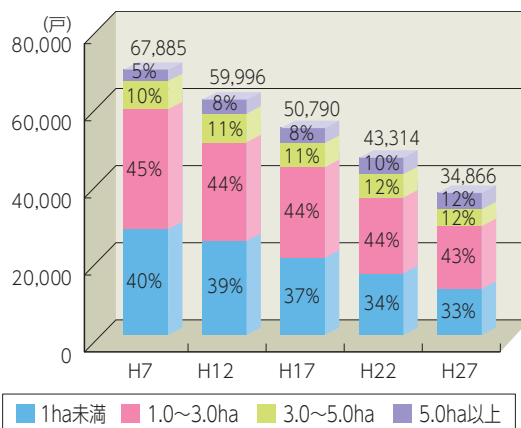
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

専兼業別農家数（販売農家）



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

経営耕地規模別農家数（販売農家）

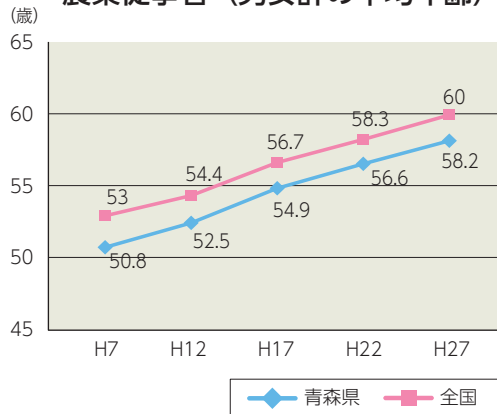


資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農家	調査日現在で、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農作物を原料とする加工を行う
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50パーセント以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50パーセント未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	調査期日1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営農業に従事した者）が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家

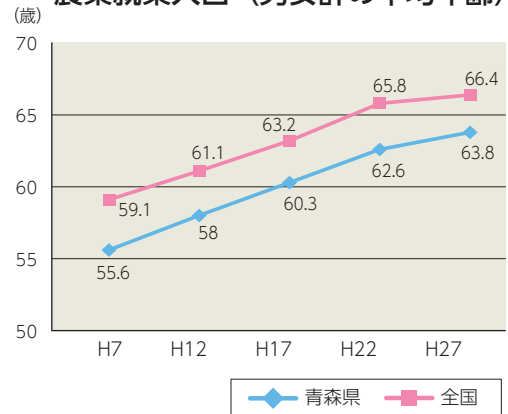
農業従事者等の平均年齢（販売農家）

農業従事者（男女計の平均年齢）



資料:「農林業センサス」(農林水産省)

農業就業人口（男女計の平均年齢）

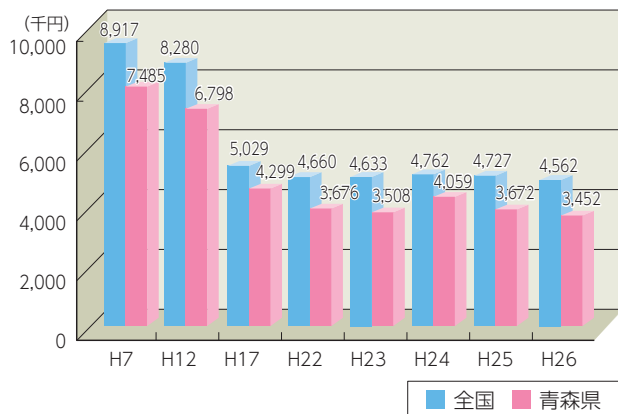


資料:「農林業センサス」(農林水産省)

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

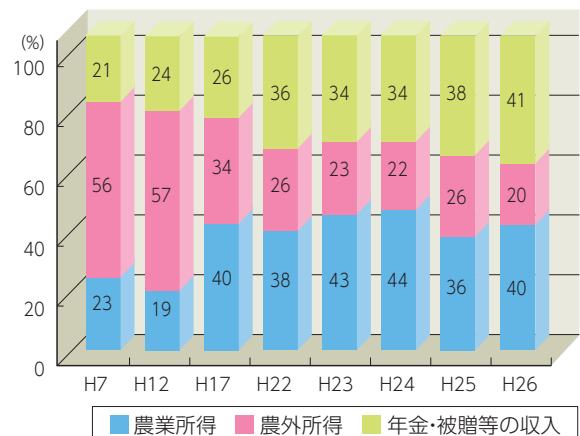
農家所得

農家総所得*



資料:「農業経営動向統計」(農林水産省)

農家総所得の構成比*（青森県）

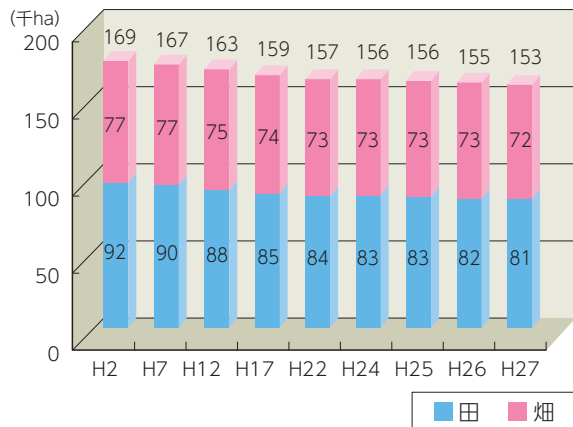


資料:「農業経営動向統計」(農林水産省)

*「平成15年以前の結果は、調査体系の見直しを行っているため、平成16年以降とは接続しない。」

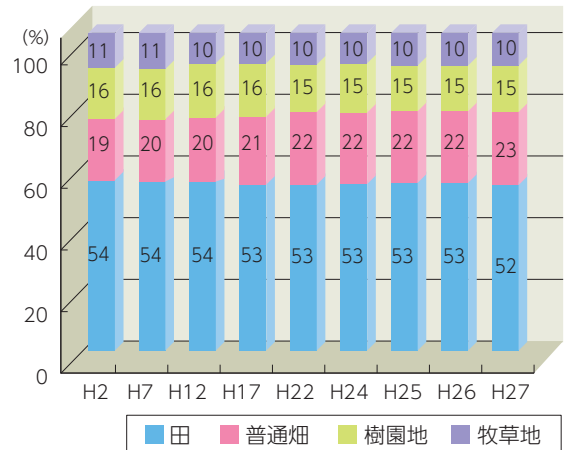
(3) 農地の状況

耕地面積



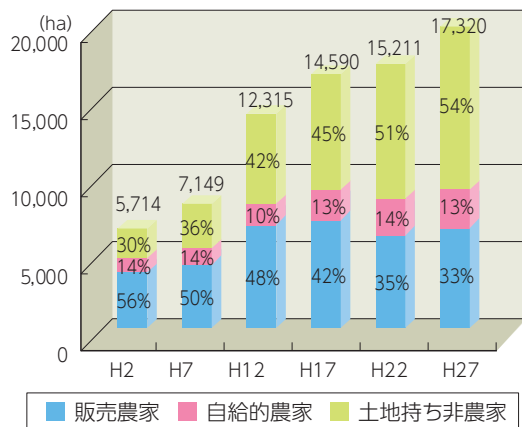
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

耕地種類別面積の構成比



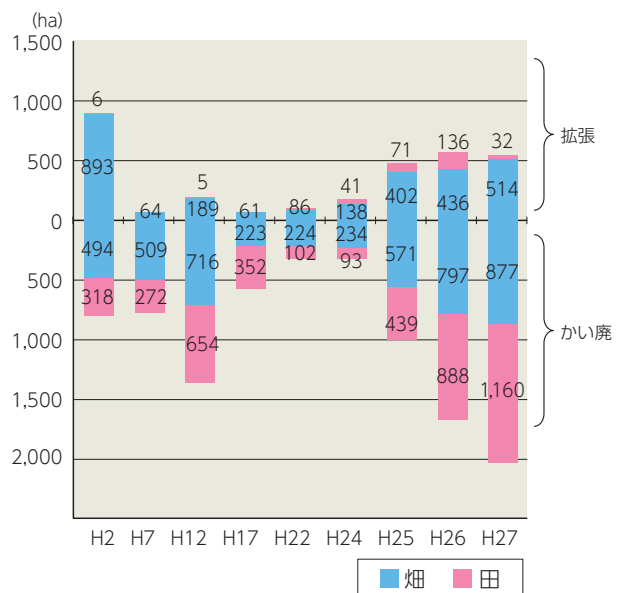
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

耕作放棄地面積



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

耕地の拡張・かい廃面積



資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

(4) 農地の整備状況

水田の整備状況（管内別）

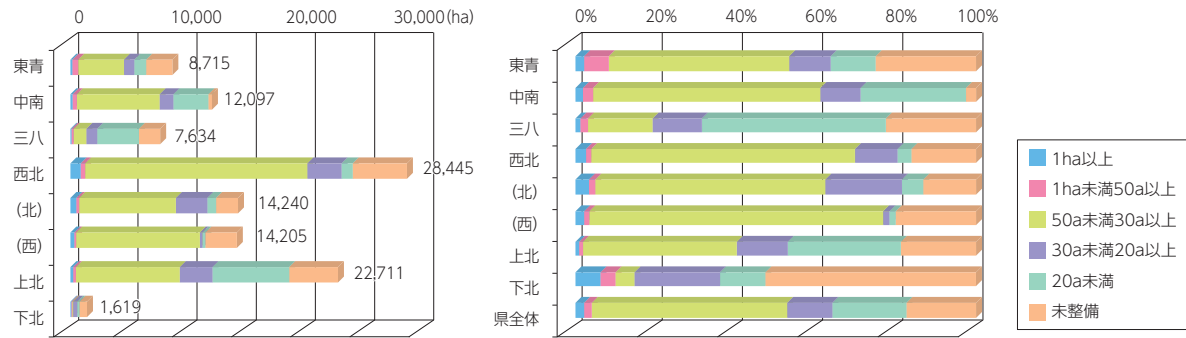
地域	水田面積	整備済								未整備	
		標準区画30a程度以上整備済						20a未満	面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満 50a以上	50a未満 30a以上	30a未満 20a以上	20a以上 整備率				
東青	8,715	5,583	203	547	3,922	911	64.1%	959	6,543	2,172	24.9%
中南	12,097	8,700	228	322	6,967	1,184	71.9%	3,097	11,798	300	2.5%
三八	7,634	2,447	111	139	1,269	928	32.1%	3,483	5,930	1,704	22.3%
西北	28,445	22,980	863	391	18,724	3,002	80.8%	971	23,951	4,495	15.8%
(北)	14,240	11,659	539	217	8,168	2,735	81.9%	750	12,409	1,831	12.9%
(西)	14,205	11,321	325	174	10,556	267	79.7%	221	11,542	2,663	18.7%
上北	22,711	12,147	256	216	8,819	2,855	53.5%	6,455	18,602	4,109	18.1%
下北	1,619	594	108	64	74	349	36.7%	184	777	842	52.0%
合計	81,200	52,451	1,769	1,679	39,774	9,229	64.6%	15,149	67,600	13,621	16.8%

注) 1.整備済面積は、平成25年度までの「東北農政局調べ」面積に、平成26,27年の整備面積を合算したものの。

2.水田面積は「作物統計調査」(農林水産省)による。

3.数値は四捨五入しており、地域値の計が合計値と一致しないことがある。

資料：県農村整備課



大区画水田の整備状況（50ha以上）

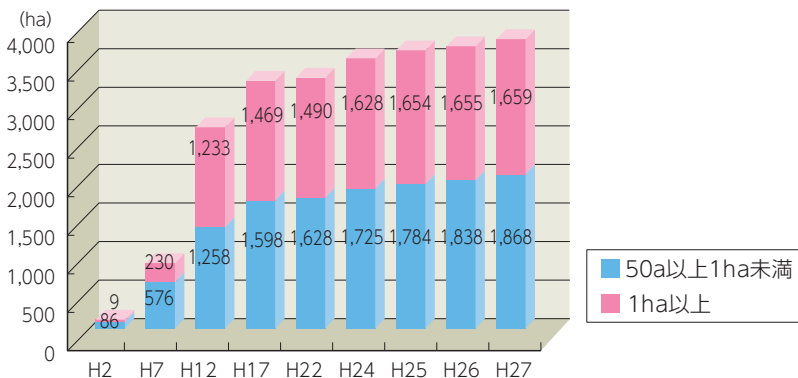
年度別整備実績（H2～H27）

単位：ha

区分	H2～9まで	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
50a以上1ha未満	797	142	163	156	78	127	88	42	5	0
1ha以上	764	87	226	156	87	52	70	27	0	0
計	1,561	229	389	312	165	179	158	69	5	0
区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
50a以上1ha未満	4	2	13	11	51	46	59	54	30	1,868
1ha以上	0	0	8	13	79	59	26	1	4	1,659
計	4	2	21	24	130	105	85	55	34	3,527

資料：青森県農村整備課

整備状況の推移（H2～H27）



- 注) 1. 整備済面積は「第2次水田整備状況調査（平成元年3月31日）」における整備済面積に平成元年度～平成27年度までの整備実績を加算したもので、整備済地域のかい廃は考慮していない。
2. 上記、「水田の整備状況（管内別）」とは調査方法が異なるため、接続しない。

(5) 農村の整備状況

市部と町村部の生活環境施設の整備状況

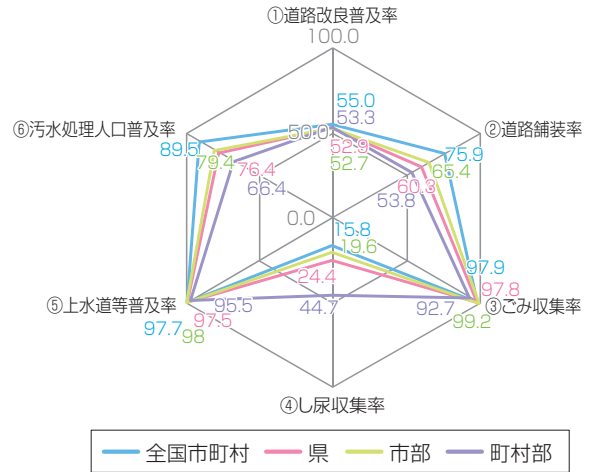
単位：%

区分	①道路改良普及率	②道路舗装率	③ごみ収集率
全国市町村	55.0	75.9	97.9
県	52.9	60.3	97.8
市部	52.7	65.4	99.2
町村部	53.3	53.8	92.7
区分	④し尿収集率	⑤上水道等普及率	⑥汚水処理人口普及率
全国市町村	15.8	97.7	89.5
県	24.4	97.5	76.4
市部	19.6	98.0	79.4
町村部	44.7	95.5	66.4

資料：①②③④「公共施設状況調（平成17年度）」総務省自治財務調査課

⑤「平成25年度青森県の水道」県保健衛生課

⑥「平成26年度末青森県汚水処理人口普及率」県都市計画課



集落基盤整備事業と農業集落排水事業の実施状況

集落基盤整備事業

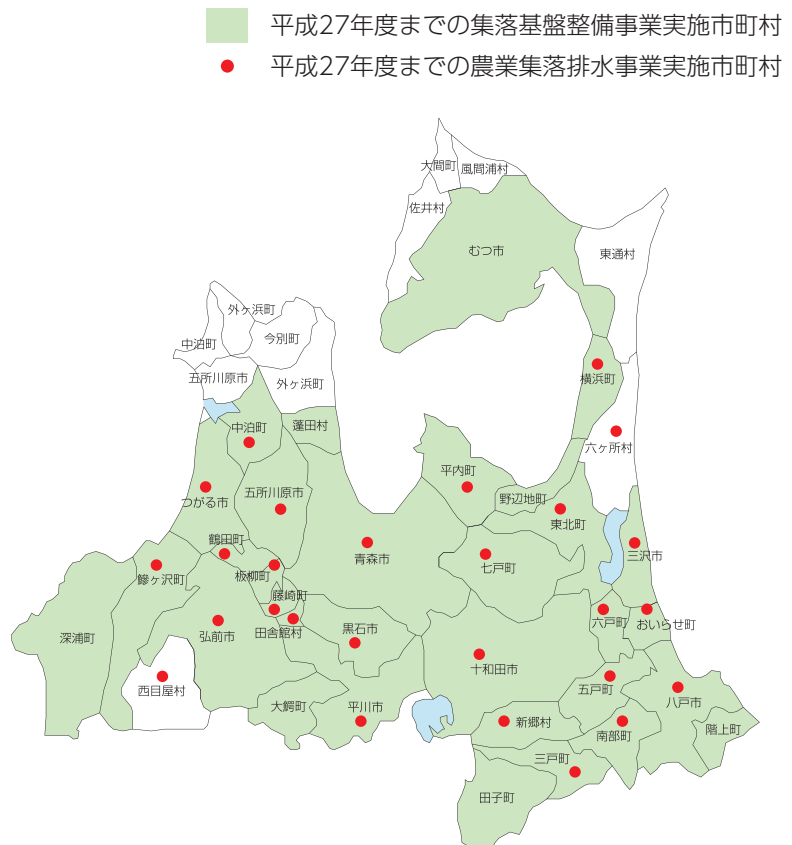
項目	数値
実施市町村数	32
完了地区数	108

(平成28年3月31日現在)

農業集落排水事業

項目	数値
実施市町村数	26
実施地区数	142
完了地区数	137
整備人口	110,789
整備戸数	38,913

(平成28年3月31日現在)

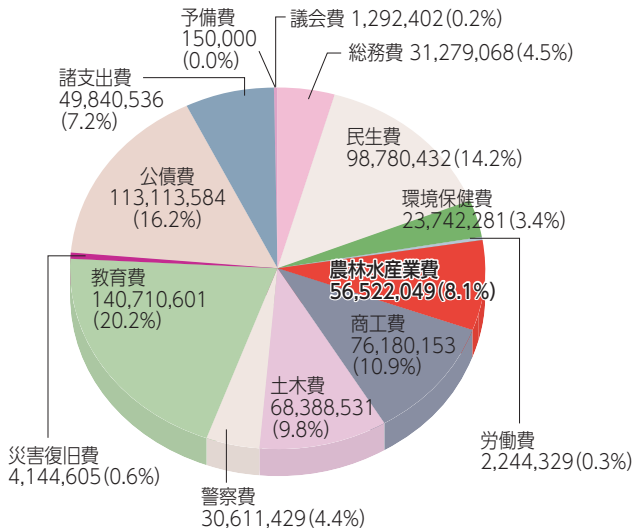


※ 完了地区には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度）、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）、農村振興総合整備事業（平成13年度～平成22年度）の完了地区数を含む。

(6) 県の予算

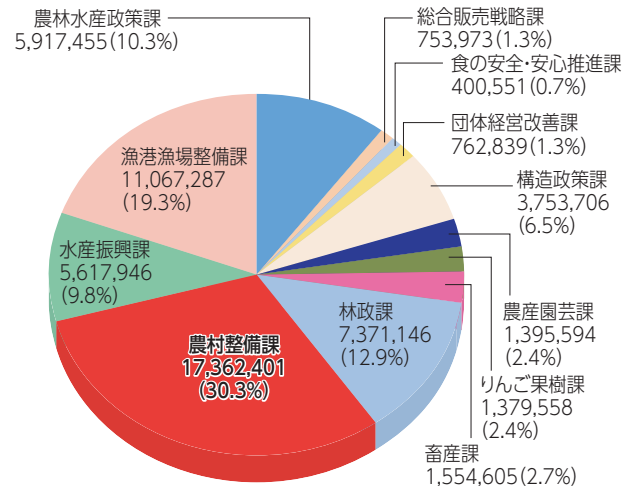
平成28年度 県予算

(一般会計：697,000,000千円)



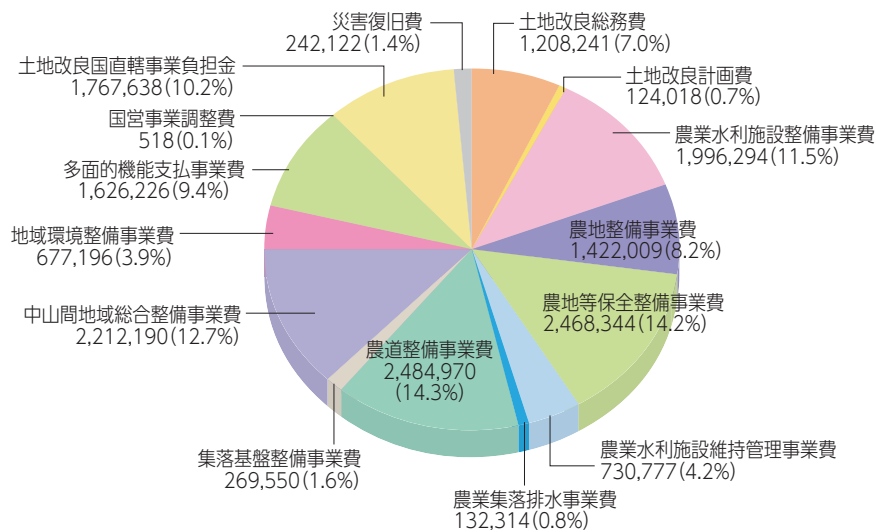
平成28年度 農林水産部予算

(一般会計：57,337,061千円)



平成28年度 農業農村整備事業予算

(県予算：17,362,401千円)

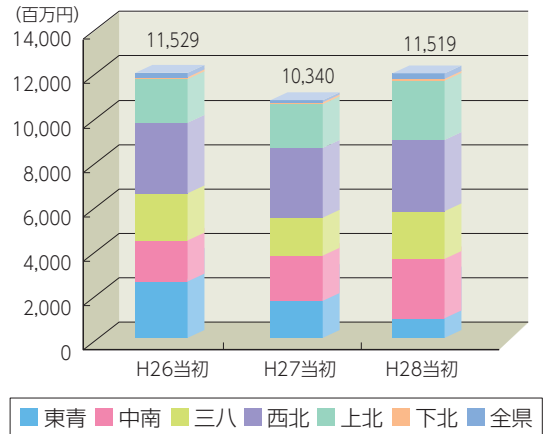


一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

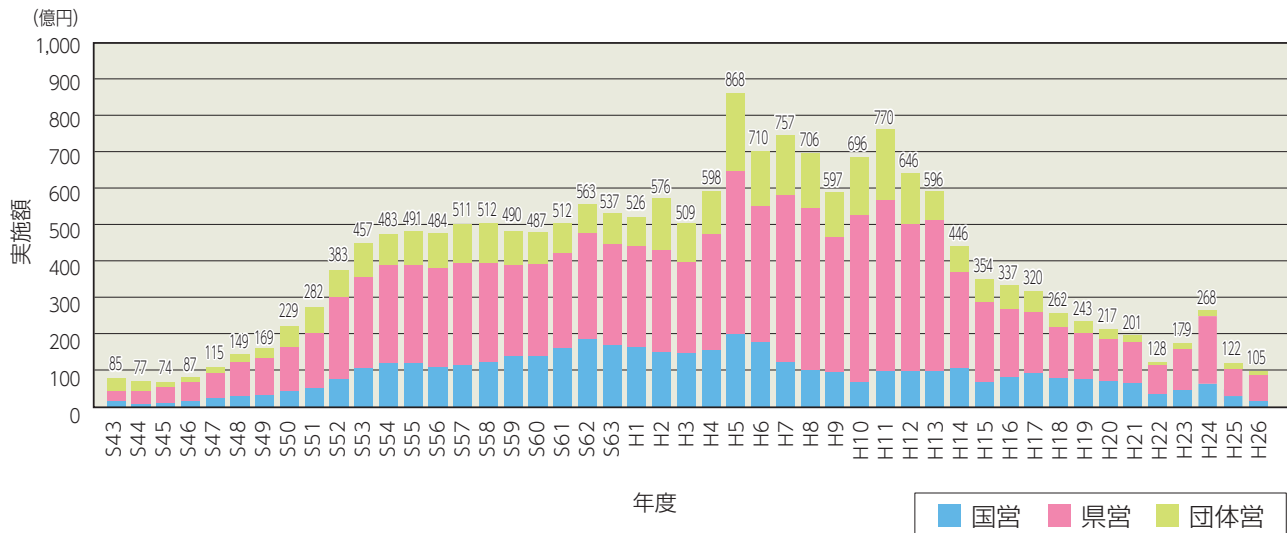
単位：百万円

管内	H26当初	H27当初	H28当初	H27/H26
東青	2,481	1,626	873	54%
中南	1,752	1,968	2,560	130%
三八	2,051	1,636	2,082	127%
西北	3,093	3,053	3,102	102%
上北	1,879	1,892	2,582	136%
下北	105	103	220	214%
全県	167	62	100	161%
計	11,529	10,340	11,519	111%

※全県の事業費は、「基幹水利施設ストックマネジメント事業（機能診断）」「維持管理適正化事業」「農業体質強化基盤整備促進事業（団体営）」の事業費からなる。



農業農村整備事業実施額の推移



平成28年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H27年度まで	H28年度
かんがい排水事業	4	26,910,000	11,956,883	1,740,000
総合農地防災事業	1	8,700,000	245,676	300,000
国営事業 計	5	35,610,000	12,202,559	2,040,000

県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H27年度まで	H28年度
かんがい排水事業（国営附帯）	2	4,766,340	4,372,435	237,905
基幹水利施設ストックマネジメント事業	4	1,518,500	812,674	224,000
畑地帯総合整備事業	4	6,973,726	5,980,043	702,090
経営体育成基盤整備事業	23	38,497,927	12,871,629	1,135,395
農業基盤整備促進事業	5	408,000	39,275	100,000
農業水利施設保全合理化事業	5	4,887,000	248,000	705,000
防災ダム事業	1	261,000	204,800	60,000
ため池等整備事業	12	3,342,000	1,008,000	933,000
湛水防除事業	2	1,430,000	83,000	420,000
農地保全整備事業	1	272,000	143,716	88,000
地すべり対策事業	3	1,443,570	1,036,333	103,000
農業用河川工作物応急対策事業	7	1,534,300	658,678	538,000
海岸保全施設整備事業	1	1,141,000	692,146	8,000
農村災害対策整備事業	2	1,152,000	387,000	145,000
広域営農団地農道整備事業	1	2,500,000	0	500,000
通作条件整備事業	29	13,612,960	4,477,060	1,875,400
集落基盤整備事業	3	3,163,300	1,913,881	258,400
中山間地域総合整備事業	8	12,146,417	3,793,346	1,381,000
農業水利施設魚道整備促進事業	7	1,656,410	873,490	582,800
県営事業 計	121	100,706,450	39,595,506	9,996,990

団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H27年度まで	H28年度
団体営ため池等整備事業	1	8,300	0	8,300
団体営農業集落排水事業	5	1,777,153	234,336	553,600
団体営事業 計	6	1,785,453	234,336	561,900

県営・団体営事業の合計

単位：千円

県営・団体営事業 合計	126	102,491,903	39,829,842	10,558,890
--------------------	------------	--------------------	-------------------	-------------------

※事業費はH28年度当初予算で、事務経費（工事雑費＋事務費）を除く。

3 攻めの農林水産業の推進

「攻めの農林水産業推進基本方針」

(期間：平成26年度～平成30年度)

青森県では、本県の重要課題である雇用創出と県民所得の向上につなげるため、本県の基幹産業である農林水産業の振興を図る「攻めの農林水産業」を平成16年度に打ち出し、平成21年度～平成25年度は2期目の施策を展開してきました。

この間、農林漁業者の減少や高齢化による構造変化は一層加速し、経済のグローバル化に伴う産地間競争の激化、ICT（情報通信技術）の高度化と普及による物流と消費者志向の多様化など、農林水産業を取り巻く環境は急速に変化しています。

今後とも本県農林水産業が持続的発展を成し遂げるためには、これらの「変化」を本県の農林水産業の更なる成長への「転換点」と捉え、それぞれの立場で力を合わせ、「農林水産業」サイドから行動を起こし、地域全体を巻き込んで、地域社会に貢献していくという「攻め」の姿勢で、多くの人々が農山漁村で暮らし続けたいと感じる地域社会を創造する必要があります。

このような視点に立ち、県では第3期目となる「攻めの農林水産業推進基本方針」を策定し、「攻めの農林水産業」のめざす姿の実現に向けた総合的な施策の方向性を示し、県民の総力をあげて取り組んでいくこととしています。

本県の「強み」

豊富な
農林水産資源



恵まれた生産基盤
[きれいな水、健康な土など]

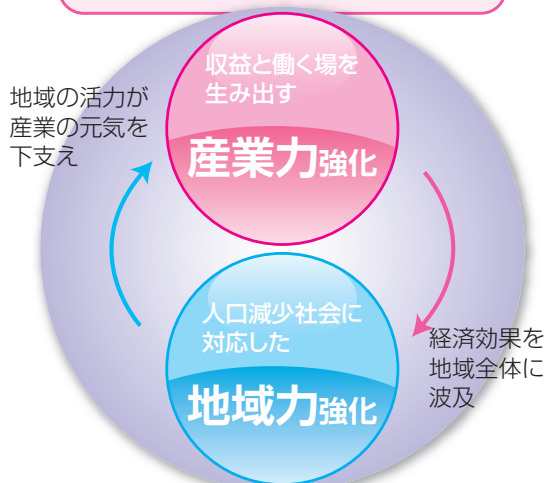


元気のある人財



施策の展開方向

あおり「食」産業などの
多様なビジネスモデルを創出し、
外貨獲得をめざします。



農山漁村の「地域経営」を進め、
地域の持続的・自立的発展
をめざします。

産業力強化

農林水産業を、農林水産物の生産はもとより、それらを生かした加工品の製造や販売、サービスの提供などを含めた「食」産業と捉え、幅広い視野で産業振興に努めます。

特に、販売を重視し、積極的に国内外の販路を開拓するとともに、「モノを作ってから売り方を考える」のではなく、「売れるモノを作る」マーケットインの考え方の普及・定着を図ります。

また、生産・加工・流通の各段階で先進技術を活用したイノベーションを引き起こすとともに、さらには、徹底したコスト管理と生産性向上を追求する企業的な経営手法の導入を推進するなど、外貨獲得に向けて収益力の高い多様なビジネスモデルの創出を図ります。

地域力強化

人口減少社会を正面から見据え、対応していくため、地域資源を最大限に生かしながら地域を一つの会社と見立てて経営していく「地域経営」の確立を基軸として、生産基盤の維持管理やコミュニティの再生など、共助・共存の仕組みづくりに取り組み、地域の持続的・自立的発展を図ります。

また、災害や家畜伝染病などの危機に備えるセーフティネットの構築や、農林水産業の多面的機能の維持・発揮、地域の個性・魅力の創出などに取り組み、誰もが輝き、安心して暮らせる農山漁村づくりを進めます。

新たな「攻めの農林水産業」では、これまで培ってきた本県の「強み」を最大限に発揮する施策として、収益と働く場を生み出す「産業力強化」と人口減少社会に対応した「地域力強化」を車の両輪として展開し、本県の農林水産業の「成長産業化」をめざした「攻めの農林水産業」を推進し、次の5つの施策を柱に展開していきます。

施策体系

[販売力強化]

信頼・人のつながりに支えられた「売れる仕組みづくり」

[生産力向上]

安全・安心で優れた青森県産品づくり

※農業の生産性向上のため、ほ場整備や農業水利施設などの農業生産基盤づくりの推進

[融合産業化]

連携・協働による「地域の6次産業化」の推進

[環境・生産基盤保全]

山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

※安全・安心な恵みの里づくりの推進※豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

[人財育成]

未来を切り拓く多様な経営体の育成

※ほ場整備などを契機とした担い手の育成と農地集積の推進

本県の農林水産業の「成長産業化」

注) ※印は農業農村整備の関連施策

4 青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

農業農村整備は、農地、農業用排水路などの農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきました。

しかし、人口減少、少子・高齢化の急激な進行などを背景に、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、米の生産調整の見直しや日本型直接支払制度の創設など農業政策も大きな転換の時期を迎えました。

こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の展開方向を明らかにするため、「あおり水土里づくり推進プラン（期間：平成26年度～平成30年度）」を策定しました。本プランでは、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、これまでの「農業・農村の多面的機能の発揮」のほか、「農業の競争力強化」と「農村地域の防災・減災」を新たな柱として施策を展開し、「力強い農業と魅力あふれる農村の実現」を目指します。

ア 「農業の競争力強化」に向けて

農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や地域の特性に応じた基盤整備を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠です。このため、担い手が耕地面積の9割を利用する本県の目標実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化を加速させるための「ほ場整備」を重点推進するとともに、担い手の育成に資する生産基盤整備を推進します。

イ 「農村地域の防災・減災」に向けて

既存施設（ストック）の有効活用の観点から農業水利施設の長寿命化の取組や、東日本大震災を教訓としたため池などの耐震性確保の取組、集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

ウ 「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けて

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、地域共同で行う農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。また、農村生活環境の整備、田園自然環境の整備などの取組により、暮らしやすい活力ある農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

ア 担い手への農地の集積・集約化の推進

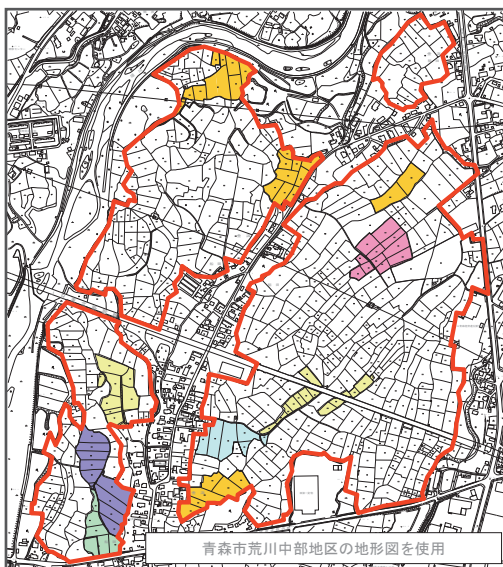
(ア) 取組内容

● 基盤整備を契機とした農地の集積・集約化の推進

県内農業の競争力強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

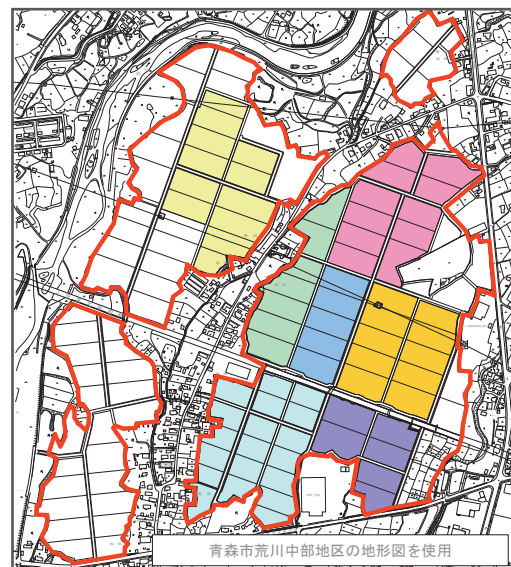
このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機として担い手に対し面的なまとまりのある農地の利用集積を促進します。

基盤整備前のイメージ



担い手の農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が集積・集約化され、効率的な営農が実現されます。

(イ) 主な事業や取組

● 経営体育成基盤整備事業



経営体育成基盤整備事業

すわのさわ
諏訪沢地区（青森市、H25～30）



経営体育成基盤整備事業

くろさき
黒崎地区（深浦町、H25～29）

イ 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

(ア) 取組内容

●担い手を重視した基盤整備の推進

担い手への農地の集約の促進や、経営所得安定対策の導入による麦・大豆等の生産振興に対応し、意欲的かつ安定的な担い手を育成するため、区画整理や暗渠排水などの実施による水田の汎用化を推進します。

●地域の多様な農業戦略に対応した畑地帯の整備の推進

担い手が中心となって、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開するとともに、高品質で付加価値の高い農作物の安定供給を可能とする特色ある産地づくりなど、地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、畑地帯における区画整理、畑地かんがい施設の段階的整備^{*}、暗渠排水整備、農道整備などを推進します。

^{*}段階的整備…… 営農団地毎の給水栓までの配管など、当面の営農に必要な部分を一次整備として実施し、その後、農家の営農の進展等に応じて、給水栓から作物に直接散水が可能となるような末端施設までの二次整備を実施して、段階的に全体の施設計画に近づける整備手法です。

(イ) 主な事業や取組

- かんがい排水事業 ●畑地帯総合整備事業 ●通作条件整備事業 ●暗渠排水など



かんがい排水整備事業
いわきがわさがんふんき
岩木川左岸3期地区（つがる市、五所川原市、鶴田町）



経営体育成基盤整備事業
おおだいら
大平地区（外ヶ浜町）



通作条件整備事業
ちょうしたない
鳥舌内地区（南部町）



畑地帯総合整備事業
のざわにき
野沢2期地区（青森市）

ウ 農業水利施設の長寿命化・耐震化・洪水対策の推進

(ア) 取組内容

● 農業水利施設の効率的な更新整備や保全管理の推進

県内には、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設が315施設あります。内訳は、水路が241路線（延長約640km）、ダム・頭首工・揚水機場等が64箇所、ため池が10箇所となっており、そのストック額（建設費）は1,200億円に及んでいます。

しかし、これらの施設は昭和30～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

● 農村の防災対策の推進

自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに、県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、ため池整備や地すべり防止など農村の防災対策を推進します。

(イ) 主な事業や取組

- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 地すべり対策事業
- 湛水防除事業
- 農業用河川工作物応急対策事業
- ため池等整備事業 など

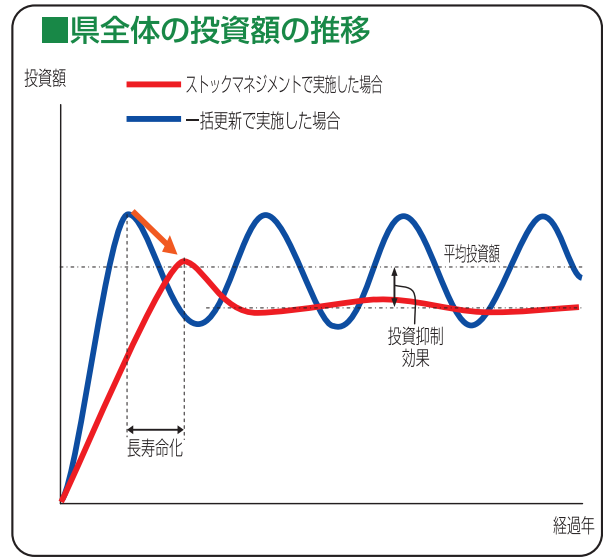
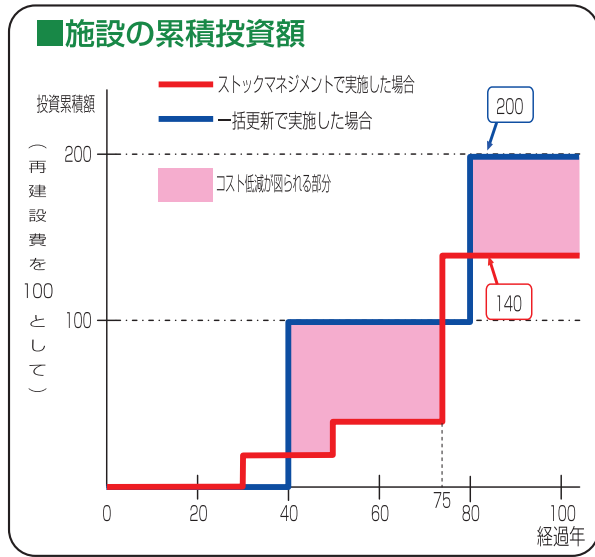


基幹水利施設ストックマネジメント事業
おおさかたし 相坂平・幹線用水路地区（十和田市、六戸町）



農業用河川工作物応急対策事業
いしかわ 石川地区（弘前市）

ストックマネジメントのイメージ



水路の老朽化



機能診断



施設の改修

(岩木川左岸2期地区 東俣3号水路)

工 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

(ア) 取組内容

● 農村協働力を活かした農村地域資源の保全管理の推進

農業者のみ又は農業者、地域住民、NPO等の多様な主体で構成された活動組織による、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動の支援に取り組みます。

農業者や地域住民等で構成された活動組織による、農村環境保全活動（資源向上支払く共同活動）への支援や、農地周りの農業水路などの補修・更新等を計画的に行う、長寿命化のための補修・更新等の活動（資源向上支払く施設の長寿命化のための活動）への支援にも取り組みます。

● 中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援

中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養や洪水防止、安らぎの場の提供など）の低下が心配されています。

中山間地域等で農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する取組であり、集落協定や個別協定に基づいて行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動などを支援します。

(イ) 主な事業や取組

● 多面的機能支払交付金

● 中山間地域等直接支払交付金 など

<県内の取組状況>

管内	農地維持支払	資源向上支払	中山間地域等直接支払
	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)
東青	4,337	4,212	546
中南	7,116	6,839	3,398
三八	2,415	1,992	2,886
西北	21,386	20,309	1,833
上北	8,407	6,886	980
下北	310	310	55
合計	43,971	40,548	9,698

農村地域資源の維持・保全活動（農地維持支払）



水路の泥上げ

うしろがた
後潟地域農地・水・環境保全組織運営委員会（青森市）



農道の敷き砂利

そうぜん
蒼前地域水土里保全の会（七戸町）

農村環境保全活動（資源向上支払）



植栽活動

そうまい
相米地区資源保全隊（田子町）

農村地域資源の長寿命化（資源向上支払）



水路の改修

わかみや
若宮地区農地・水・環境保全組織（中泊町）

農業生産活動（中山間地域等直接支払）



農道の簡易補修

ながやち
長谷地集落協定（十和田市）



水路の泥上げ

たかもりかいでん
高森開田集落協定（十和田市）

多面的機能を増進する活動（中山間地域等直接支払）



学校田

かみおぐに
上小国集落協定（外ヶ浜町）



景観作物の作付

むらいちがっく
村市学区集落協定（西目屋村）

オ 暮らしやすい活力ある安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 取組内容

●農村の生活環境基盤等の整備の推進

快適で暮らしやすい活力ある農村づくりのため、農業集落排水処理施設や農業集落道などの生活環境基盤の整備を推進します。

また、都市部との交流、地域間の交流の促進に資する農村交流施設などの整備を推進します。

●田園自然環境の保全・創造の推進

県民全体の共有財産である農村の豊かな自然や美しい景観を守り育み、そして次世代に引き継いでいくため、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全・創造を推進します。

(イ) 主な事業や取組

●集落基盤整備事業

●中山間地域総合整備事業

●農業集落排水事業 など



中山間地域総合整備事業
三戸地区（三戸町）



農業集落排水事業
三沢南部地区（三沢市）

(1) あおもり環境公共推進基本方針

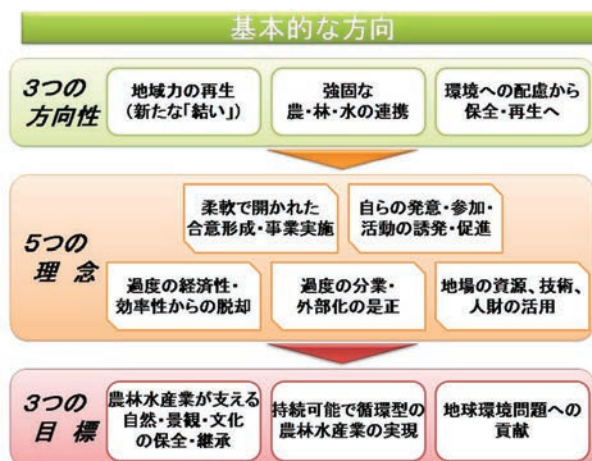
農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



「環境公共」の概念



「環境公共」の基本的方向



「環境公共」の基本的方向
 （地域力の再生（新たな「結い」））

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより、地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生（新たな「結い」）を実現

強固な農・林・水の連携



- 農業・林業・水産業の各分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能

「環境公共」の基本的方向 (強固な農・林・水の連携)

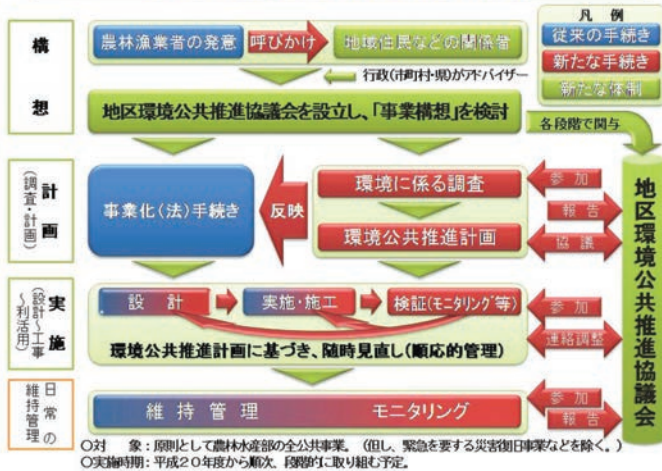
環境への「配慮」から「保全・再生」へ



- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ、生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生

「環境公共」の基本的方向 (環境への配慮から保全・再生へ)

実施手法《地区毎の手続き・体制》



- 「環境公共」の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築
- 従来の事業化に必要な手続きに加え、事業構想の策定や地区環境公共推進協議会の設立などの新たな手続きや体制を追加

「環境公共」の実施手法

(2) 「環境公共」の取組事例

～ ナマズをシンボルとした地域活性化を目指して ～ 福島徳下地区（経営体育成基盤整備事業、藤崎町）

この地域では、かつてナマズが十川から遡上し水田で産卵していましたが、幹線排水路の整備によって水田との段差が大きくなり、水田まで遡上することが困難となっていました。

このため、ほ場整備を契機として、水田の角地を活用したビオトープ（生物生息空間）の造成を住民自らが提案し、ナマズが遡上で

きる水田魚道などの環境整備に取り組みました。また、平成27年度には、ビオトープに隣接した学習田（常盤小学校）で収穫したお米を「なまず米」として産地直売所で販売しました。



ビオトープにつながる魚道にナマズを放流



ナマズ米の収穫体験



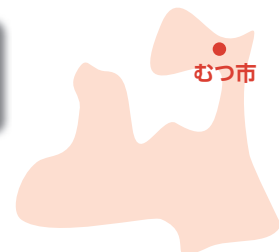
ナマズ米の販売

～ 大畑川（むつ市大畑町）における環境公共の取組 ～ 大畑地区（農業水利施設魚道整備促進事業、むつ市）

むつ市北部を流れる大畑川は、ヤマメ、イワナ、アユなど多種多様な魚類が豊富に生息する自然豊かな川ですが、河川中流にある大畑頭首工に付帯する魚道の老朽化等により魚類の遡上が妨げられ、大畑川上流での魚影が減少していました。

このため、平成21年度に農・林・水の関係者で構成する「大畑地区環境公共推進協議

会」を設立し、魚道整備に取り組みました。協議会では、事業が完了した現在でもアユの放流、大畑川周辺の清掃活動などの継続した取組を展開し、地域に残る豊かな自然環境の維持を図っています。



完成した魚道（大畑頭首工）



アユの放流



魚類調査等の報告会

(3) 「環境公共」の情報発信

県では、「環境公共」の一層の普及・拡大を図るため、“あおもり発！地域づくりの新しいかたち「環境公共」”として県内外に情報発信しています。

●「環境公共学会」の取組

本学会は、「環境公共」の取組の輪をさらに広げながら、安全で安心な優れた農林水産物を生産する農山漁村を将来に引き継いでいくことなどを目指して、県内各地の取組や関連情報をホームページなどで県内外に発信しています。



「環境公共学会」ホームページ
<http://www.npo-afs.jp/>
kankyokoukyo-gakkai/



環境公共学会ブログ

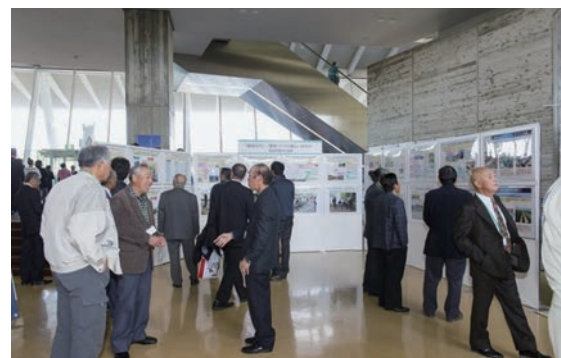


●青森市で全国土地改良大会が開催

第38回全国土地改良大会青森大会（平成27年10月15日開催）が、全国の土地改良事業関係者約3,500名が一堂に会して開催されました。式典では、三村知事による基調講演やパネル展示などにより、「環境公共」の取組を県内外の参加者に情報発信しました。



【三村知事による基調講演】



【パネルを使って環境公共の取組をPR】

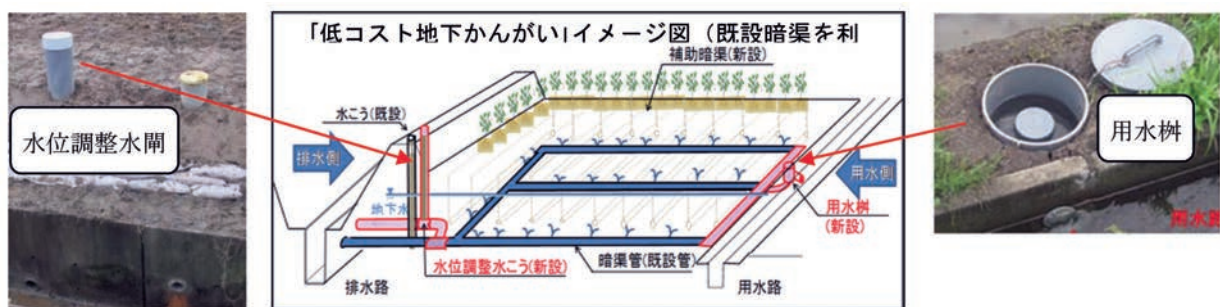
(4) 「環境公共」を支える低コスト化技術

「環境公共」の取組を着実に推進していくためには、「地下かんがい」や「畑の深暗渠」などの新技術を導入して収益を確保できる環境を整えていくことが必要であり、これら新技術を低コストで導入できる工法の開発に取り組みました。

●地下かんがいの低コスト化

暗渠管を通して地下から水を供給することにより、土壌中の地下水位を自在にコントロールでき、水管理の労力節減や農作物の収量増加が期待されます。

本工法は、既設の暗渠管を利用し、取水のための用水桝、水位調整のための水閘及び、弾丸暗渠を新設するだけで済むことから、低コスト化が可能となりました。



弘前市において栽培作物の収量を確認したところ、乾田直播栽培の苗立率が4.3%向上し、収量が8.2%増加しました。また、大豆では収量が27.3%の増加となりました。

●深暗渠（畑）の低コスト化

根菜類の作付けに対応するためには、暗渠排水の深さが通常（0.6～0.9m）の2倍（1.5m）必要となります。従来の掘削機械のバケットを細型バケットにすることで、掘削土量等が削減でき、掘削速度も約2倍となり、低コスト化が確認されました。



東北町において栽培作物の収量を確認したところ、これまでながいもの作付けができなかった畑において、収量3,000kg/10aを確認しました。

6 事業負担区分一覧

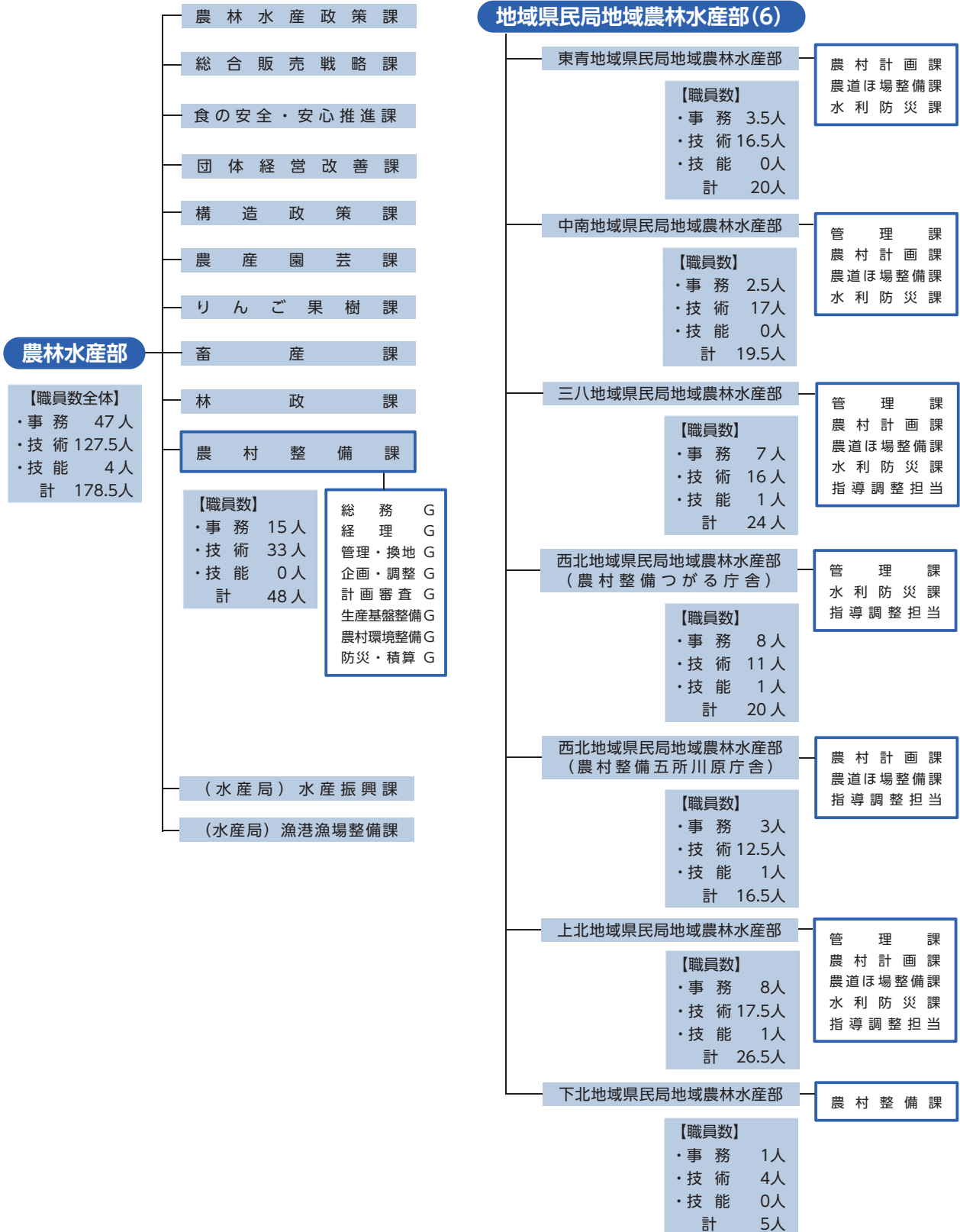
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	担い手への農地の集積の推進	1 経営体育成基盤整備事業	○一般型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への利用集積の面積割合が一定以上増加	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
		○面的集積型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への面的集積の割合の面積割合が一定以上増加 等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域	
		○農地所有適格法人等育成型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農地所有適格法人の設立が確実であること ・農地所有適格法人が設立済の場合は、特定農業法人となり農地利用規程を定める、かつ個別所得補償制度加入者となること ・農地所有適格法人等の経営等面積割合が50%以上になることが確実 等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域	
		1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (国営)	3,000ha以上 (末端500ha以上)	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン (一般型)
		(2) かんがい排水事業 (県営) ア かんがい排水事業	200ha以上 (末端100ha以上) 畑地では100ha以上 (末端20ha以上)	県	50 50	25 35	25 15	ガイドライン H25継続地区(排水)
		イ 排水対策特別事業	20ha以上 (末端5ha以上)	県	50	25	25	ガイドライン
		2 農業水利施設保全合理化事業 (1) 農業水利施設等整備事業	下記工種の受益面積の合計が20ha以上 (単独工種でも可) ・用排水施設整備 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
		(2) 水利用再編促進事業 ア 施設計画策定事業	整備計画を策定するための現況把握及び概略設計	県	100	-	-	
		イ 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備事業費200万円以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
	ウ 機能保全計画策定業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な機能保全計画を策定する事業	県	100	-	-		
	担い手の育成に資する生産基盤整備の推進	3 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手支援型	30ha以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、営農用水施設、交換分合等	県	50 50	25 30	25 20	ガイドライン H24継続地区
		(2) 民生安定施設設置助成事業	防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、若しくは中止される場合 その他防衛施設の設置又は運用により、特に農業経営が阻害される場合	県	2/3	1/5	2/15	
		4 広域営農団地農道整備事業	1,000ha以上、総事業費20億円以上、車道幅員5m以上 (離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha以上、4m以上)	県	50	36.0 (38.3) [39.95]	14.0 (11.7) [10.05]	()はH21採択まで []はH18採択まで
		5 一般農道整備事業	50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) [豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上]	県	50 50	25 50	25 0	一般山村、過疎、半島 H21採択まで
		6 通作条件整備事業	【一般型】 50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) [豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上] 【基幹型】 50ha以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上) 車道幅員4.0m以上 (離島、振興山村、半島地域については3.0m以上) 総事業費1億円以上 【保全対策型】 50ha以上、総事業費3,000万円以上 ・保全対策基本方針が策定されていること	県	50 50 [50]	37.0 25 [50]	13.0 25 [0]	基幹 一般 []は山村、過疎、半島 (一般型のみ)
		7 農業基盤整備促進事業	受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上 ・農業基盤整備計画の策定 ・受益者数が農業者2者以上	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
8 農地耕作条件改善事業		受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上 (運用上10億円未満) ・農地耕作条件改善計画の策定 ・農地中間管理機構との連携概要の策定	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域	

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
食料安定供給の確保	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (1) 機能診断 ----- (2) 対策工事	県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等	県	100	-	-	ガイドライン 用水 排水	
		受益面積100ha以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事	県	50 50 50	25 25 25	25 25 25		
		2 広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの	県	従前の国営土地改良事業と同率			
	3 基幹水利施設管理事業	農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設 (水田1,000ha、畑300ha以上)	県	30	40	30		
	4 基幹施設管理体制整備事業	(管理体制整備型) 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成附帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する(土地改良区含む)	県	計画・ 推進 50 支援 50	25 25	(市町村) 25 (市町村) 25		
	5 維持管理適正化事業 (1) 土地改良施設維持管理適 正化事業 ----- (2) 施設改善特別対策事業	水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設200万円以上	市町村 改良区等	30	30	40		
	施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区200万円以上							
	6 基幹水利施設管理技術者育成対策事業	国営土地改良事業で造成された施設で、農村振興局長が定める基準に合致するもの	県	30	15	55		
	元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	1 防災ダム事業 ----- 2 ため池等整備事業 (1) ため池整備 ----- (2) 用排水施設整備	防災受益100ha以上の洪水調整ダム	県	55	39	6	
			大規模 100ha以上、8,000万円以上 (中山間地域70ha以上、3,000万円以上)	県	55	28	17	
			小規模 10ha以上、800万円以上 (中山間地域5ha以上、800万円以上)	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	()は中山間 等地域
			大規模 400ha以上、8,000万円以上 (中山間地域200ha以上、3,000万円以上)	県	55 (55)	28 (33)	17 (12)	()は中山間 等地域
小規模 20ha以上、800万円以上 (中山間地域10ha以上、800万円以上) 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益5ha以上、800万円以上								
3 農業用河川工作物応急対策事業			大規模 1億円以上 小規模① 5,000万円以上 小規模② 800万円以上5,000万円未満	①県 ②県、 市町村等	①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	()は中山間 等地域
4 湛水防除事業		小規模 30ha以上、5,000万円以上	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	()は中山間 等地域	
5 農地保全整備事業		農地浸食防止工事 受益面積 50ha以上(畑地等は20ha以上) 農地機能保全対策工事 受益面積 20ha以上	県	50	未定			
6 農村災害対策整備事業		1億円以上、 決壊のおそれのあるため池 2ha以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha以上 土留工その他の施設 5ha以上 【中山間等地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】 ※) 特に甚大な被害を受けた地域(激甚災害指定)	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間 等地域	
		事業費要件なし、 決壊のおそれのあるため池 2ha以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha以上 土留工その他の施設 5ha以上 農業用排水路 60ha以上(10ha以上) 区画整理 60ha以上(10ha以上) 農用地造成 40ha以上(10ha以上) 農道整備 50ha以上(10ha以上) 農用地の改良又は保全 20ha以上(10ha以上) ()は2以上の事業と併せ行う場合に適用 【中山間等地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間 等地域	

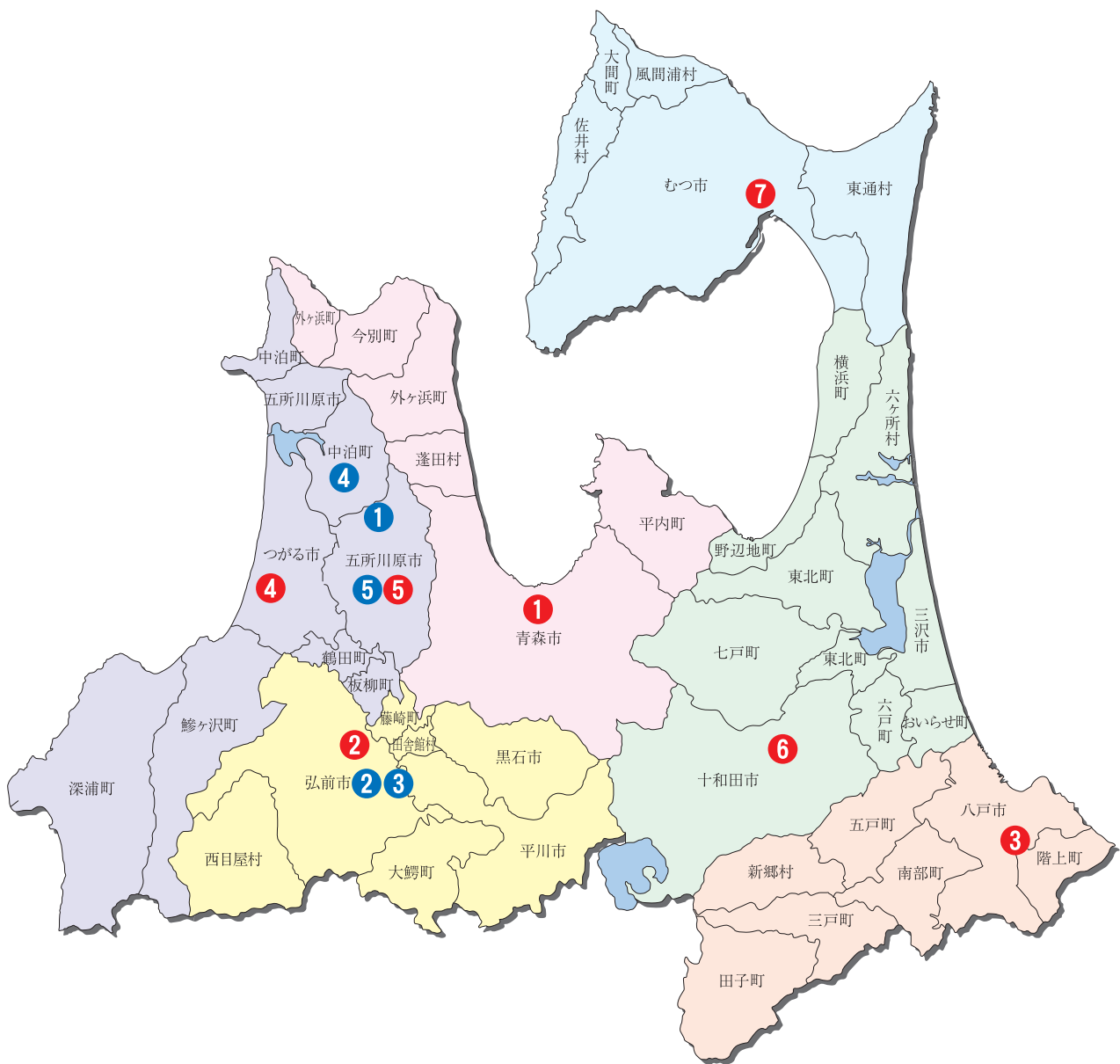
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	7 震災対策農業水利施設整備事業 (1) 震災対策ため池整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用ため池 大規模 次のいずれかに該当するもの ①防災受益70ha以上かつかんがい受益面積40ha以上 ②防災受益7ha以上、かんがい受益面積2ha以上 かつ農外想定被害額3億円以上	県	55 (55)	34 (34)	11 (11)	ガイドライン ()は中山間等 地域
		小規模 防災受益7ha以上または農外想定被害額が4,000万円以上、 かつかんがい受益面積2ha以上	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	ガイドライン ()は中山間等 地域
	(2) 震災対策用排水施設整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用水利施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等) 大規模 防災受益400ha以上	県	55 (55)	37 (37)	8 (8)	ガイドライン ()は中山間等 地域
		小規模 防災受益30ha以上	県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	ガイドライン ()は中山間等 地域
	8 地すべり対策事業	5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域	県	50	50	0	
	9 水質保全対策事業(一般型)	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上	県	50 (55)	未定		()は中山間等 地域
	10 特定農業用管水路等特別対策事業	対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	()は中山間等 地域
	11 海岸保全施設整備事業	海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上	県	1/2	1/2	0	
	12 団体営農業集落排水事業	20戸以上(処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設他)で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項	市町村 改良区等	50	0	50	農業集落排水促進事業(県単) ^{*1} による補助あり
	13 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであること 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3以上の施設を対象とするものであること	市町村	定額	0	未定	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。
	14 集落基盤整備事業	農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤や農村生活環境の整備等を実施するものであること	県	50	25	25	
	15 中山間地域総合整備事業	条件不利地域において生産基盤、生活環境基盤及び交流基盤等の整備を総合的に行うもの。 生産基盤2工種以上、60ha以上	県	55 55	30.0 27.5	15.0 17.5	下物 上物
	16 農業水利施設魚道整備促進事業	事業計画区域及びその周辺の自然的社会的、歴史的諸条件やこれらの地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること 総事業費が5,000万円以上であること	県	50	50	0	
	17 災害復旧事業 (1) 県営災害復旧事業 ア 農地災害復旧事業 ^{*2} 農業用施設災害復旧事業 ^{*2} イ 海岸保全施設等災害復旧事業 ウ 地すべり防止施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は高度な技術を必要とするもの。	県	施設 65	未定	未定	
		暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上	県	2/3	1/3	0	
		地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上	県	2/3	1/3	0	
	ア 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上	市町村 改良区等	農地 50 施設 65	0 0	50 35	基本補助率
		18 災害関連事業(県営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	県	施設 50	25	25
	19 災害関連事業(団体営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	市町村 改良区等	施設 50	0	50	
	効果促進事業	(農山漁村地域整備交付金) 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる (ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100

^{*1} 年度事業費の4.5% (H18以降採択地区)、3.5% (H23以降採択地区)、2.5% (H26以降採択地区) を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助
^{*2} 災害復旧事業の農地・農業用施設災害復旧事業の国負担率は基本負担率

7 組織図



8 関係機関一覧



東北農政局

- ① 津軽土地改良建設事務所
〒037-0202 五所川原市金木町芦野210-3
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ② 北奥羽土地改良調査管理事務所
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490
- ③ 平川二期農業水利事業所
〒036-8084 弘前市大字高田1-10-9
TEL 0172-55-8844 FAX 0172-55-8845
- ④ 津軽北部二期農業水利事業建設所
〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字龜山225-1
TEL 0173-69-1010 FAX 0173-69-1030
- ⑤ 十三湖農地防災事業建設所
〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10
TEL 0173-38-3431 FAX 0173-38-3443

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部（農村整備）
〒030-0861 青森市長島2-10-3
青森フコク生命ビル7階
TEL 017-734-9991 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部（農村整備）
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部（農村整備）
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備つがる庁舎）
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備五所川原庁舎）
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部（農村整備）
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部（農村整備）
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-3225 FAX 0175-22-3212



地域づくりの新しいかたち

環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-722-1111(代表)(内4876~4879)

017-734-9545(直通)

FAX 017-734-8149

(問い合わせ先:企画・調整グループ)

[【農村整備課ホームページ】](#)



<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>



この印刷物は1,400部作成し、印刷経費は1部当たり50.76円です。(図面除く)